

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月から15年5月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から15年9月まで

母親と伯母が、平成17年7月6日にA社会保険事務所に出向き、私の学生納付特例期間（平成13年10月から17年3月までの期間）のうちの2年分の国民年金保険料32万5,920円を追納してくれた。その際、窓口の担当者から、「これで追納の支払いは終了しました。」と言われたと母親から聞き、安心していた。

ところが、母親が、母親自身の年金記録を照会するため、平成19年7月17日にA社会保険事務所に出向いた時、私の年金記録も併せて照会したところ、17年7月6日に納付されていたのは、母親が納付した記憶の無い同年4月から同年7月までの4か月分の国民年金保険料のみであるとの回答を受けた。

母親が、私の学生納付特例期間のうちの2年分の国民年金保険料を追納してくれたのに、申立期間が追納された記録となっていないことに到底納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金加入期間については、未納期間が無い上、社会保険庁の記録上、申立期間が納付済みとされていないことが平成19年7月に判明した直後の同年8月には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を追納したとする申立

人の母親及びその資金を用意し、申立人の母親と社会保険事務所に同行したとする申立人の伯母から事情を聴取したところ、いずれも、申立人の学生納付特例期間のうちの2年間分の国民年金保険料を納付するため、平成17年度当時の1か月分の国民年金保険料額から約33万円が必要と考え、申立人の伯母が、その当時手元に持っていた金額で不足する10万円を、社会保険事務所に同行する直前に郵便局で引き出し、窓口で納付したと証言しているが、申立人の伯母が所持している「郵便貯金払戻請求書（通常貯金用）」の写しから、申立人の伯母が、平成17年7月6日に郵便貯金口座から10万円を引き出していること、及び社会保険庁の記録から、同日に、申立人の母親が社会保険事務所の窓口で同年4月から同年7月までの4か月分の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の母親及び伯母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を追納するために社会保険事務所に出席したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の母親及び伯母が追納したとする金額は、平成17年7月6日に納付されたとされる同年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付し、申立期間から4か月を除いた20か月分の国民年金保険料を追納した場合の額とおおむね一致している上、学生納付特例期間の追納は、先に経過した月の分から納付することとされていることから、申立人の母親は、申立期間のうち、13年10月から15年5月までの国民年金保険料を追納し、17年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成15年6月から同年9月までの期間については、当該期間も含めて申立期間の国民年金保険料を追納し、17年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付した場合の額は、申立人の母親及び伯母が追納したと主張する金額と相違しており、ほかに当該期間の国民年金保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年10月から15年5月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月

私は、申立期間を含め、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、元夫は国民年金保険料の納付済期間とされているのに、私の分が未納とされていることに納得できない。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立期間前後の期間に係る国民年金保険料は現年度納付されており、申立期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないとともに、申立人の元夫の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年12月から39年3月まで
②昭和40年4月から41年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、母親が行ってくれていた。母親は、地区の集金において、自分と父親と私の3人分を毎月納付していた。両親はいずれも、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、12か月と比較的短期間である上、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間について、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は、いずれも国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人家族の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月ごろに払いだされたものと推認でき、当該期間直前の39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、過年度納付により納付されたものと考えられ、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金保険料を納付して

いたとする申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年3月まで

私は、20歳になった時、A市役所で国民年金の加入手続をし、保険料の納付も自分で行っていた。年金は大切にするように母親から言われていたので、加入して以降、保険料を未納にしたことは無い。

ねんきん特別便で未納期間が2か所あることが分かり、社会保険事務所による調査の結果、1か所は納付済みであることが判明したが、申立期間は未納のままとされている。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、未納期間は無い上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っていることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和45年3月又は同年4月ごろと推認でき、その時点で、申立期間は国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付により納付することが可能な期間であり、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、当初は未納とされていた昭和45年11月から46年3月までの期間については、平成20年9月17日付けで納付済期間に訂正されていることが確認できることから、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと認

められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年6月から同年10月までを4万8,000円とし、同年11月及び同年12月を4万2,000円とし、45年1月から同年3月までを4万8,000円とし、同年4月を5万2,000円とし、同年5月から同年8月までを5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から45年9月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和45年9月1日となっているが、私が、B社から当該事業所に出向したのは、44年6月1日からであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和44年8月分から46年2月分までの給与明細書によると、当該給与明細書には事業所名の記載が無いものの、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料、失業保険料等を控除されていたことが確認できる上、雇用保険の記録（昭和44年6月1日から46年4月30日までの期間）及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険

料控除額から、昭和 44 年 6 月から同年 10 月までは 4 万 8,000 円、同年 11 月及び同年 12 月は 4 万 2,000 円、45 年 1 月から同年 3 月までは 4 万 8,000 円、同年 4 月は 5 万 2,000 円、同年 5 月から同年 8 月までは 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は死亡し、当時の経理担当者は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が、昭和 45 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 44 年 6 月から 45 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年4月から同年7月までを3万9,000円とし、同年8月から42年3月までを4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日に、A社に入社し、平成7年7月31日に退職するまで、休職することなく勤務しており、社会保険庁の記録では、同社B支社に勤務していた昭和41年4月からの1年間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、申立期間についても、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録により、申立期間においても継続して同社に勤務していたことが確認できる上、申立人より1年上の先輩が、「昭和41年10月1日付けで、申立人は、自分の後任として、B支社のC営業所の所長になった。」と証言していること、及びほかの複数の同僚が、「申立人はA社に継続して勤務しており、申立期間においても休職や退職したことは無かった。」と証言していることから、申立人が、申立期間においても、同社に継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社D支店から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から、昭和41年4月から7月までは3万9,000円、同

年8月から42年3月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業を継承しているE社の事業主は納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和42年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年4月から42年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月までの期間及び 46 年 6 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月まで
②昭和 46 年 6 月から 48 年 3 月まで

私は、A 県で半年くらい働き、昭和 36 年ごろに帰省した後は、母親及び兄と同居し、家族で商売をしていた。申立期間①については、亡くなった母親が自分と兄の分と一緒に私の国民年金の加入手続も保険料の納付もしてくれていたと思う。

昭和 43 年 12 月の婚姻後は、妻の両親と同居し、喫茶店を営んでいた。申立期間②については、妻の両親が私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたはずである。その時期は、国民年金保険料を納付することが困難な経済状況にはなかった。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人の妻の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親及び申立人の妻の両親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 45 年 5 月以降と推認でき、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人が、当該期間当時、同居していたとする申立人の兄は、当該期間を含め昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を第 2 回目の特例納付により納付していることが確認でき、当該期間は、当初、同居していた申立人の兄についても未納であったものと考えられる。

加えて、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間については、申立人の妻も未納とされている上、当該期間前後の期間において、申立人と申立人の妻とでは、納付方法が異なっている期間が見られ（例えば、昭和 46 年 5 月の国民年金保険料は、申立人が現年度納付、申立人の妻が過年度納付により納付されていることなど）、申立人の妻の両親が申立人夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたものとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月及び同年6月並びに42年2月から48年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年5月及び同年6月
②昭和42年2月から48年8月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付組織に納付していたが、申立期間は、妻のみが納付済みとなっていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、現在療養中で事情を聴取することができず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間については、平成3年12月19日付けで国民年金加入期間として記録の追加が行われていることが確認できることから、当初、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から同年 9 月まで
私が家事手伝いをしながら洋裁学校へ通っていた当時、時期や場所は不明だが、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めてくれていた。

昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの 9 か月分の保険料を納付した領収書を父親からもらっているが、このうち、未納となっている 3 か月分の国民年金保険料については、A 社会保険事務所において、「時効により収納できない期間の保険料なので、還付した。」との説明を受けた。

私は、還付を受けた覚えは無い上、私に何でも話してくれる父親が、還付があったことを話さないわけではなく、未納となっている期間については、還付の事実は無かったものと思う。

申立期間の国民年金保険料について、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立人が所持している領収証書により、昭和 38 年 11 月 12 日に申立期間を含む 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、納付日時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、社会保険庁の特殊台帳の昭和 36 年度の摘要欄には、「36.7～36.9 300 円 (38.12.24)」と記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年6月1日まで
私は、A社に平成元年5月に入社し、1か月間は正社員として、その後の約3か月間はパートとして勤務した。
正社員として勤務した1か月間については、平成元年6月支給の給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成元年6月支給の給与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されたことが認められるものの、同様に申立人から提出された同年7月支給の給与支給明細書により、同年6月支給の給与から控除された厚生年金保険料と同額が、申立人に対して、返還されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録上のA社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主は、「当時の資料は無いが、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、厚生年金保険に加入させていないのであれば、本人に保険料を返金していると思う。」としており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間において、A市B区にあったC社に勤務し、主に旋盤機で部品を作っていた。確かに、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A市B区に所在していたC社に勤務していたと主張しているところ、商業登記簿において、申立期間当時、A市B区にD社が存続していたことは確認できるものの、申立人は事業主の氏名を覚えておらず、当時の同僚についても、申立人が記憶しているのは姓のみで、その者を特定することはできないことから、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認できない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、申立期間当時、E県内に「F」という名称の事業所で厚生年金保険の適用事業所が8事業所確認でき、そのうち同県内に本社がある4事業所に係る社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名を確認できない上、同県外に本社があり、同県内に事業所を持っている残りの4事業所は、いずれも、「A市B区に事業所を設置したことはない。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 35 年 3 月まで
申立期間については、A社に勤務していた。当時の表彰状と技能者
修了証明書があるので、申立期間について、被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、B市洋服商組合の表彰状及び同僚の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、社会保険庁の記録上、当該事業所は、昭和 31 年 3 月 1 日に全喪しており、申立期間のうち、同年 3 月 1 日以降の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人及び当時の同僚の一人が当該事業所に勤務していたと記憶している者の中には、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない者もいることから、必ずしも事業主がすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主も死亡している上、当時の同僚に確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月から 23 年 7 月 10 日まで

申立期間について、夫は、A社B出張所に入社し、C町に出張して電柱を立てる仕事をしていたので、被保険者期間であることを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社(現在は、D社)E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち事情を聴取することができた二人はいずれも、「入社時期と厚生年金保険への加入時期が異なっている。」と証言しており、当該事業所は、従業員の厚生年金保険の加入手続について、必ずしも入社後すぐには行っていなかった可能性がうかがえる。

加えて、当該事業所のF支店は、「当時の資料が残っていないため、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかについては不明である。」としているほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 9 月まで
②昭和 34 年 8 月 4 日から 35 年 7 月まで
③昭和 52 年 9 月 15 日から 56 年 9 月まで

申立期間①について、私は、A社に溶接見習工として勤務していた。

また、申立期間②について、私は、B社に溶接工として勤務しており、当該事業所に勤務していた時に、申立期間①に係る事業所で一緒に勤務していた同僚が、入社して来たことを覚えている。

さらに、申立期間③について、私は、C社に勤務し、車の運転やクロス貼り等の業務に従事していた。

それぞれの申立期間について、給与明細書等の資料は保管していないが、いずれの事業所においても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①については、社会保険庁の記録上、A社は昭和 55 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「A社で一緒に勤務していたとする同僚とは、B社（申立期間②に係る事業所）でも一緒に勤務していた。」としているが、その同僚は、「私は、その事業所（A社）で勤務したことはない。」としており、申立人の主張とは相違している。

申立期間②については、申立人が、申立期間②において、B社に勤務

していたことは、複数の同僚の証言から推認できるが、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、当時の慣習として、最初から付番されていないと推認される4番と42番以外に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、申立期間②において当該事業所に勤務し、事情を聴取できた5人のうち2人はいずれも、「当時は、すぐに退職する人が多く、事業所が厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。私も中学校を卒業してからすぐに働き始めたが、最初の方の期間は厚生年金保険の記録が無い。」としており、当該事業所は、従業員の厚生年金保険の加入手続について、必ずしも入社後すぐには行っていなかった可能性も否定できない。

申立期間③については、申立人が、申立期間③において、C社で勤務していたことは、複数の同僚の証言のほか、昭和54年3月12日から55年12月31日までの期間に係る雇用保険の記録から推認できるが、社会保険庁の記録上、当該事業所は56年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③の大部分において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、申立期間③及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間③のうち、昭和53年4月から56年9月までの期間は、国民年金保険料の納付済期間又は免除期間とされている上、申立人の妻は、「当時、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、国民年金に加入しないといけないと思って、加入手続をした。」としており、申立人夫婦は、申立期間③において、厚生年金保険被保険者ではなかったことを認識していた可能性も否定できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 39 年 10 月まで

私は、昭和 33 年 4 月ごろに、身内の紹介で A 社に就職し、申立期間について、住み込みで勤務していたのに、被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、A 社が保管している申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿から、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録上、当該事業所は、昭和 41 年 9 月 1 日に新規適用されており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当時の同僚は、「当時は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。